

富士見町支店 店舗移転のご案内

永年にわたり地元の皆さまにお引き立て頂いております富士見町支店は、誠に勝手ではございますが、令和4年2月14日(月)より本店営業部の店舗内へ移転させていただくこととなりました。

店舗移転にあたりましては、ご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後のお取引につきましてはQ&Aの内容をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

アクセス

《移転先住所》

令和4年2月14日より本店営業部内
富士吉田市下吉田二丁目19番11号
☎ 0555-24-4812



店舗移転に伴うATM休止のご案内

ATM	2月10日(木)	2月11日(金)	2月12日(土)	2月13日(日)	2月14日(月)
富士見町支店 (富士見町出張所)	8:30~15:00	×	×	×	8:30~19:00
本店営業部	8:30~21:00	9:00~21:00	8:30~21:00	9:00~21:00	8:30~21:00

※富士見町支店のATMは、2月10日(木)の15:00で一旦営業を終了させていただきます。

2月11日(金)、2月12日(土)、2月13日(日)は休止となりますが、2月14日(月)以降は「富士見町出張所」として営業いたします。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら富士見町支店または右記の
お問い合わせ先におたずねください。
(平日9:00~17:00)

《富士見町支店》
0555-24-3511 (2月10日(木)まで)
《経営企画部》

 0120-87-2131

富士見町支店 店舗移転に伴うQ & A (お取引について)

Q1 移転場所はどこですか？

A1 富士見町支店は、本店営業部の店舗内に移転し、本店営業部・富士見町支店共同店舗として営業させていただきます。お取引店舗は引き続き「富士見町支店」です。

Q2 移転日はいつですか？

A2 富士見町支店（現在）での営業は令和4年2月10日（木）までです。
本店営業部内での営業開始は令和4年2月14日（月）からとなります。

Q3 ATMコーナーは今まで通り利用できますか？

A3 富士見町出張所として今まで通り、ご利用いただけます。

Q4 支店名（店番）・口座番号はどうなりますか？

A4 今まで通り、支店名は「富士見町支店（050）」です。
口座番号も変更ありません。今まで通り、ご利用いただけます。

Q5 通帳・キャッシュカード・振込カードはどうなりますか？

A5 現在お持ちの通帳やキャッシュカード・振込カード、証書は引き続きご利用いただけます。

Q6 年金や給与の受取り、公共料金の自動引落としを利用していますが、何か手続きは必要ですか？

A6 お客様のお手続きは不要です。今までと変わらずに、ご指定されたお口座へのご入金、お口座からのご出金になります。

Q7 融資を利用していますが、手続きは必要ですか？

A7 お客様のお手続きは不要です。
今まで通り、お取引いただけます。

Q8 得意先係は、今までと同じに来てくれますか？

A8 今まで通り、変わらずにお伺いします。

Q9 小切手帳や手形帳はどうなりますか？

A9 そのまま引き続きご利用いただけます。

Q10 マル優・マル特制度はどうなりますか？

A10 お客様のお手続きはございません。
今まで通りご利用いただけます。

Q11 インターネットバンキングはどうなりますか？

A11 お客様のお手続きはございません。
各種手数料の変更もございませんので、今まで通りご利用いただけます。

Q12 振込手数料はどうなりますか？

A12 窓口をご利用の場合、富士見町支店から本店営業部への振込・本店営業部から富士見町支店への振込（定額自動送金を含む）は、「本支店同一店舗内」と同一の振込手数料とさせていただきます。

※ 令和4年2月14日以降、富士見町出張所ATMを利用した富士見町支店口座へのお振込みは、本店営業部から富士見町支店への振込となりますのでご注意ください。